

北海道支部におけるインターネットシンポジウム優秀発表賞細則

(平成 23 年 4 月 6 日制定)

(平成 24 年 2 月 20 日改定)

(平成 27 年 10 月 2 日改定)

(平成 27 年 12 月 21 日改定)

北海道支部における「インターネットシンポジウム優秀発表賞」の選定は、本細則によって行う。

1. インターネットシンポジウムにおいて、優秀な発表を行った数名を優秀発表者として表彰する。
2. 本賞は、「インターネットシンポジウム優秀発表賞」と称する。
3. 本賞では、「優秀発表賞」(大学院生，学部生共通)と「発表賞」(学部生)を準備し，受賞者数は発表者数の 10%以下とする。
4. 授賞対象者は，「座長の推薦」，「学生会顧問の推薦」のあった学生発表者の中から，学生会顧問を含めて組織されたインターネットシンポジウム実行委員会の協議により決定する。
5. 「インターネットシンポジウム優秀発表賞」は，賞状及び賞金とする。賞金は優秀発表賞 1 件につき 10,000 円，発表賞 1 件につき 5,000 円とする。

付則

本細則の改廃は，北海道支部運営委員会の承認を得るものとする。

付則

本細則は，平成 27 年度より施行する。